

令和 3 年度第 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 6 月 2 9 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

①件 名	石巻市空き家情報登録制度「空き家バンク」媒介に関する協定の締結について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 全国的な人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化等に伴い、居住等の使用がなされていない空家等が年々増加したことにより、本市においても令和 2 年 4 月に「石巻市空家等の適切な管理に関する条例」を制定した。令和 3 年 3 月には「石巻市空家等対策計画」を策定し、空家等の発生予防や適正管理等のほか、空家等の利活用方策として、空き家バンクの導入を図ることとしているが、運営にあたっては建物の売買や賃貸借等の取引が伴い、行政が介入できない部分がある。</p> <p>【目的】 本市と不動産関連団体との間で本協定を締結し、不動産関連団体の会員事業者（以下「会員事業者」）の協力のもと、空家等の所有者と購入（賃貸借）希望者との取引について、会員事業者が媒介し、空き家バンクの円滑な運営を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 第 5 章 心ゆたかな誇れるまち 第 2 節 身近な自然や生活環境を守る 2 生活環境を保全する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 2 7 年 5 月 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行 令和 2 年 4 月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例の制定 令和 3 年 3 月 石巻市空家等対策計画の策定</p>
⑤主な内容	<p>【協定先】 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会（仙台市青葉区国分町 3 丁目 4 番 1 8 号） 会長 佐々木 正勝 公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部（仙台市青葉区上杉 1 丁目 4 番 1 号） 本部長 佐藤 昌市</p> <p>【協定の内容】 市内の空家流通促進と、建物の継続利用による空家の発生予防を図り、市民の良好な住環境の維持に向け相互に連携・協力する。</p> <p>【協定締結期間】 協定締結の日から 3 年間（1 年ごとに自動更新）</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 空き家バンクの運営にあたり、空家等の所有者と会員事業者との間で媒介契約を締結することにより、当該空家等の売買や賃貸借について円滑な取引を行うことが可能となり、空家等の利活用の推進が図られる。（本市の財政負担なし。）</p>

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内空き家バンク導入自治体 8市17町

塩釜市	山元町
気仙沼市	松島町
白石市	七ヶ浜町
角田市	大和町
登米市	大郷町
栗原市	大衡村
東松島市	色麻町
大崎市	加美町
七ヶ宿町	涌谷町
村田町	美里町
川崎町	女川町
丸森町	南三陸町
亘理町	

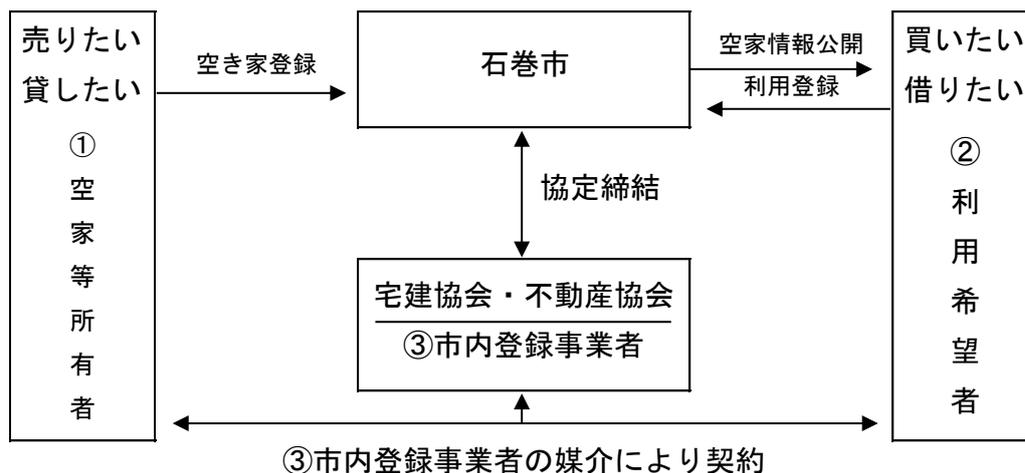
⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和3年7月1日 協定締結式
石巻市空き家バンク実施要綱制定及び空き家バンク開設

⑨その他

- ・「空き家バンク」の運営にあたっては、物件情報を国土交通省モデル事業である全国版空き家バンクに登録するとともに、復興政策部において実施する移住相談窓口等設置事業のサイトとの連携を行う予定である。
- ・空き家バンクへの媒介を希望する市内会員事業者は、石巻市空き家バンク実施要綱において事業者登録を行ったうえで、本事業への参入を可能とする。
- ・空き家バンク登録物件に隣接する農地の権利取得等に係る取り扱いについて、農業委員会が「石巻市空家に付属した農地の取扱要綱」を策定する。

【石巻市空き家バンク 運営イメージ】



- ①空家所有者：空家登録、売買（賃貸借）契約
- ②利用希望者：利用登録、売買（賃貸借）契約
- ③市内登録事業者：①と②との交渉仲介、契約の媒介